

平成27年3月

事業主様

川口工業健康保険組合
理事長 駒 英明
(公印省略)

介護保険料率の変更について

平素、当組合の事業運営につきましてはご支援、ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険料率は、毎年介護納付金の請求額に基づき、料率を設定することとなっております。平成26年度におきましては、一般で健康保険料率のアップをお願いした関係から、全体の率で負担を増やさないこととし、介護においては、多量の積立金を投入しての料率引き下げを実施いたしましたが、平成27年度につきましては、積立金の投入だけに頼った予算編成は困難な状況であるため、一部積立金を取崩しての料率の引き上げを、2月16日開催の第182回組合会にて決議し、下表のとおりとさせていただきますことになりましたので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

		介護保険料率		
		事業主	被保険者	合計
旧	27年2月分まで (3月納入分)	6.20	6.20	12.40
		1,000	1,000	1,000
新	27年3月分以降 (4月納入分)	7.70	7.70	15.40
		1,000	1,000	1,000

※ 健康保険料率につきましては、従来どおり事業主1,000分の48、被保険者1,000分の46で変更ありません。